

安城市 協働に関する指針

(第 2 案)

2011.11.7



協働に関する指針の構成図 安城「協働」の風車

【風車の空】

— 第4章 協働に関する指針
その先へ… —

【風車の羽根】

— 第3章 あんねっとが考えた
協働推進のしくみ —

翼 : ひと

翼 : 情報

翼 : 場所

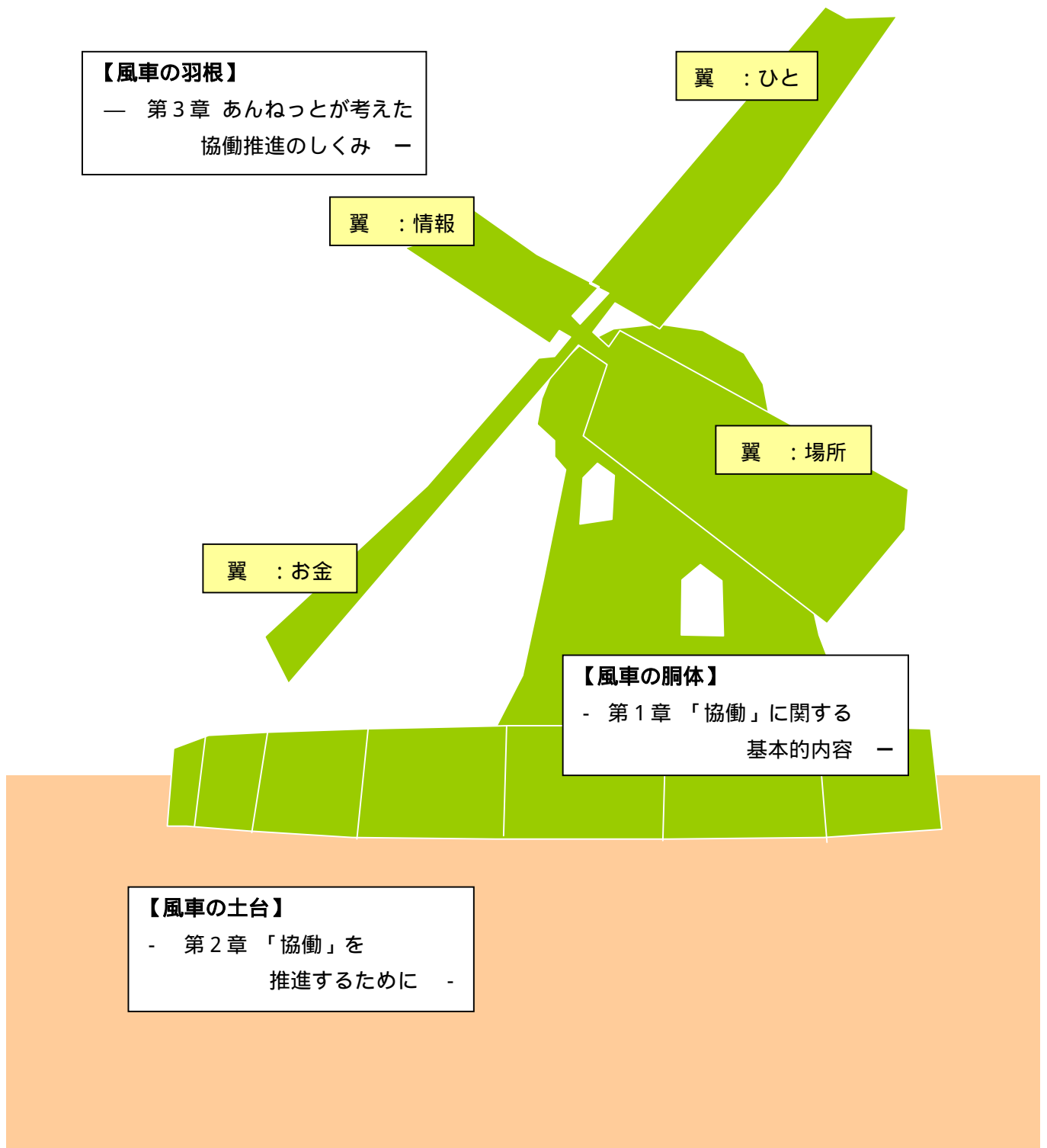
翼 : お金

【風車の胴体】

- 第1章 「協働」に関する
基本的な内容 -

【風車の土台】

- 第2章 「協働」を
推進するために -



目 次

はじめに

第1章 「協働」に関する基本的内容

1. 「協働」とは	1
2. 誰が「協働」に取り組むのか	4
3. 「協働」がもたらす効果	6
4. 「協働」をするときに大切なこと	7
5. どのような場面で「協働」ができるのか	9

第2章 「協働」を推進するために

1. 安城市における「協働」の現状と課題	15
2. 協働を推進するための具体的施策	20
3. 協働を推進するための制度等	23
4. 協働を推進するための体制	28

第3章 あんねっとが考えた協働推進のしくみ

1. 「協働」を推進するために必要なもの	30
2. 持続可能な協働推進のしくみ	31

第4章 協働に関する指針 その先へ...

今後に向けて～あんねっとから提言	41
------------------	----

はじめに

この指針は

現在、安城市をよりよくするために多くの方々が活動しています。例えば、地域で活躍する町内会・消防団・青年団・や、学校に関連するPTA・子ども会など。また、地域福祉を支える社会福祉協議会や、環境・防犯・防災などテーマごとに活躍する市民活動団体もあり、それぞれ活動している分野は異なりますが、目指す方向は同じく「安城市をよりよくするために」取り組んでいます。

国では、「新しい公共」という考え方に基づいて、これからの公共を担うのは行政だけでなく、市民やNPO法人などの市民活動団体であると認め、団体への税控除の導入、認定NPO法人制度の緩和など、NPO法の改正により団体を支援する政策が進められています。

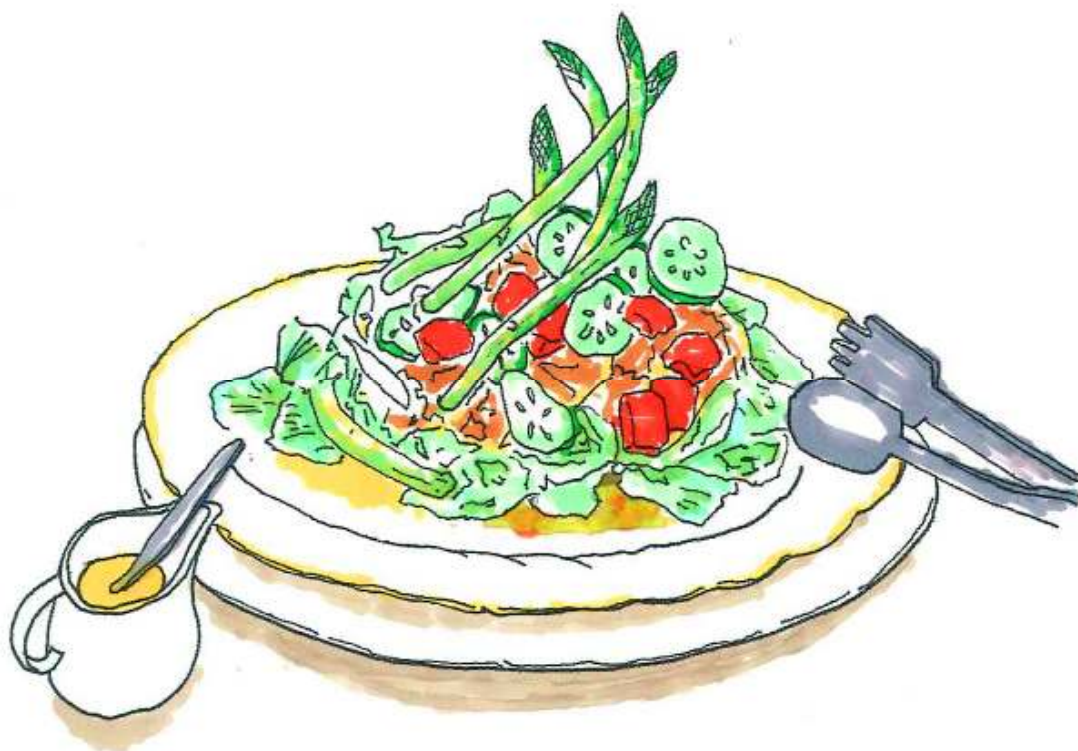
安城市でも、NPO法人や市民活動団体とのパートナーシップを重視し、団体の支援から市との協働へと発展するように、この「協働に関する指針」を策定しました。主に、協働事業を促進する人材の育成や情報の扱い方、資金支援のあり方についてまとめました。

これから市民活動を始めようと考えている皆さん、また、活動範囲をさらに広げようという団体の皆さんにこの指針を読んでもいただき、今後の活動に「協働」という視点が加わることを望みます。

第1章 「協働」に関する基本的内容

1.「協働」とは

市民、市民活動団体、事業者及び市がそれぞれの良さや強みを持ち寄って、※「サラダ」のようにお互いを活かし合うことにより、地域の課題を解決し、安城のまちをよりよくしていくことをいいます。



※「サラダ」のように とは

レタス・トマト・にんじん・きゅうりなど、それぞれの素材の良さや持ち味を活かしあって、一つの美味しい「サラダ」をつくるというイメージです。

(1) なぜ、安城市で協働なのか？

安城市は、かつては「日本デンマーク」と呼ばれるほどの農業先進都市でしたが、昭和の高度経済成長とともに、自動車産業を中心とした工業への転換が進み、まちの風景も様変わりしてきました。

農業文化の歴史を持つ安城市では、旧来、農村集落などで形成する「助け合いの精神」で地域の課題を解決してきました。しかし、まちの主要産業の変化や人口の流入、社会における価値観の変化など時代の流れとともに、自分で行うことは自分でする（自助）、一人でできないことは隣近所の仲間でする（共助）、まち全体に関わることは全員でする（公助）、いわゆる「自助・共助・公助」の精神も薄らぎつつあります。

これからの時代、社会情勢や経済情勢が変化し、価値観が多様化していく中で、「だれもが幸せに暮らし続けられるまち」を次世代へと引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが、自ら考え行動する自立した市民として、また、まちづくりの担い手として助け合い、協働することが求められています。

(2) 安城市の協働によるまちづくり

安城市では、農村集落から発展した地域コミュニティを中心にまちづくりを行ってきました。その地域コミュニティを代表する町内会は、現在でも全国平均に比べ高い加入率であり、これからも町内会と市による連携によって地域づくりを進めていく重要性が認識されています。

一方、地域の課題解決や地域づくりを、町内会などの地域コミュニティとは別の視点や方法でまちづくりに取り組む、NPO法人などの市民活動団体が近年注目されてきました。

安城市の協働によるまちづくりは、従来からの方法である地域コミュニティとの連携を大切にしつつ、新たに生まれたNPO法人などの市民活動団体の支援を通じ、新しい公共の担い手が地域の課題解決や地域づくりに取り組むことを望みます。

そして、町内会などの地域コミュニティと市との連携だけでなく、NPO法人などの市民活動団体、その他多くの団体との協働の中に市も加わり、安城市のまちづくりを進めていきます。

2. 誰が「協働」に取り組むのか

(1) 協働の担い手

安城市で協働を推進していくために、誰が協働の担い手となり、どのように役割を分担していくべきでしょうか。

この協働に関する指針では、主な協働の担い手を次の四者に分けて考えます。

①市民

②市民活動団体

③事業者

④市

(2) それぞれの果たす役割

安城市で協働を進めるためには、担い手それぞれが責任と役割を分担して行います。

①市民の役割と責任

- ・ 自らが暮らす社会に関心を持つ。
- ・ 市民活動やまちづくりを理解する。（理解を深める）
- ・ 自らできることを考え、行動する。
- ・ 市民活動やまちづくりに参加する。（協力する）
- ・ 協働するという意識を持つ。
- ・ 全体の利益＝公益性を意識する。

②市民活動団体の役割と責任

- ・社会的責任を自覚する。
- ・団体の特性を活かす工夫をする。
- ・地域の課題解決に取り組む。（公益性を持つ）
- ・広く市民の理解を得るよう努める。
- ・市と協働するにあたっては、公共性・公益性に配慮し、情報公開と説明責任を果たす。

③事業者の役割と責任

- ・地域社会の一員として共に活動する。
- ・市民活動及び協働に関する理解を深め、その発展と推進に協力・支援するよう努める。（人材、物資、資金、情報等の社会資源を提供するなど）

④市の役割と責任

- ・市民活動の自主性、自立性を尊重する。
- ・協働を推進するための基本的かつ総合的な施策を策定する。
- ・協働を推進するための機会の提供と環境整備に努める。
- ・市職員に対する啓発・研修を実施し、市民協働の重要性の認識を深める。

3.「協働」がもたらす効果

(1) 協働の効果は？

協働は、なんでもできる魔法の力のようにですが、決して万能ではありません。

協働の効果は、多様な人材が活かせることや、それぞれの強み弱みを補完しあえることにあります。

他にも、例えばひとりではできないことも助け合うことで達成できるようになったり、行政の独占分野であった領域へ市民が参加することにより、新しい発想や方法が生まれることなどもあります。

これらの効果は、市民が主役の自治を促進するだけでなく、地域の連帯感や絆の再生にもつながります。

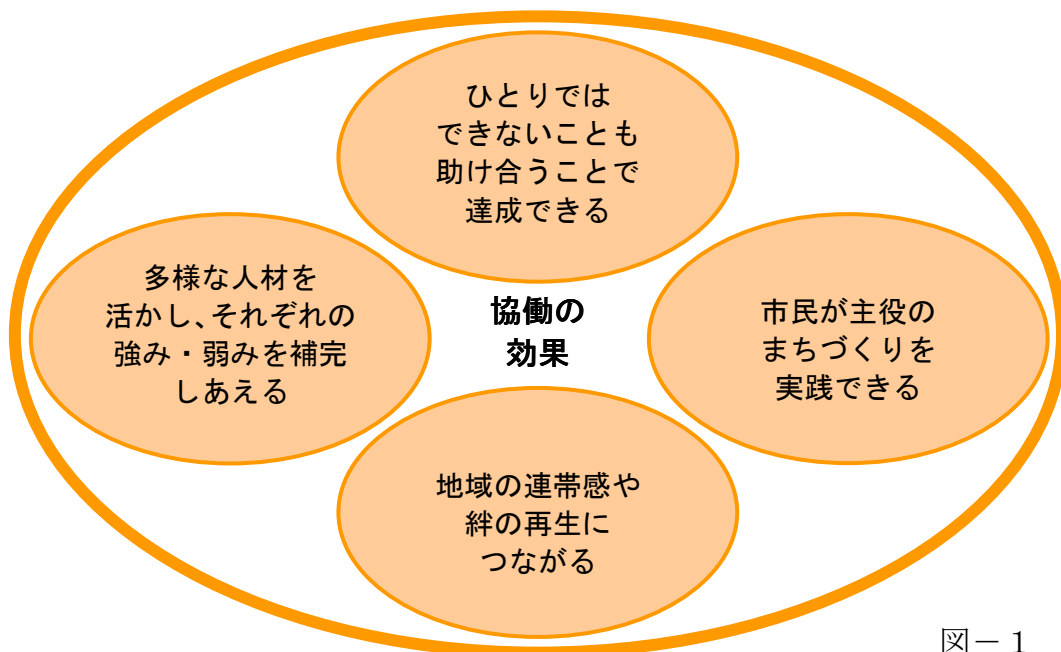


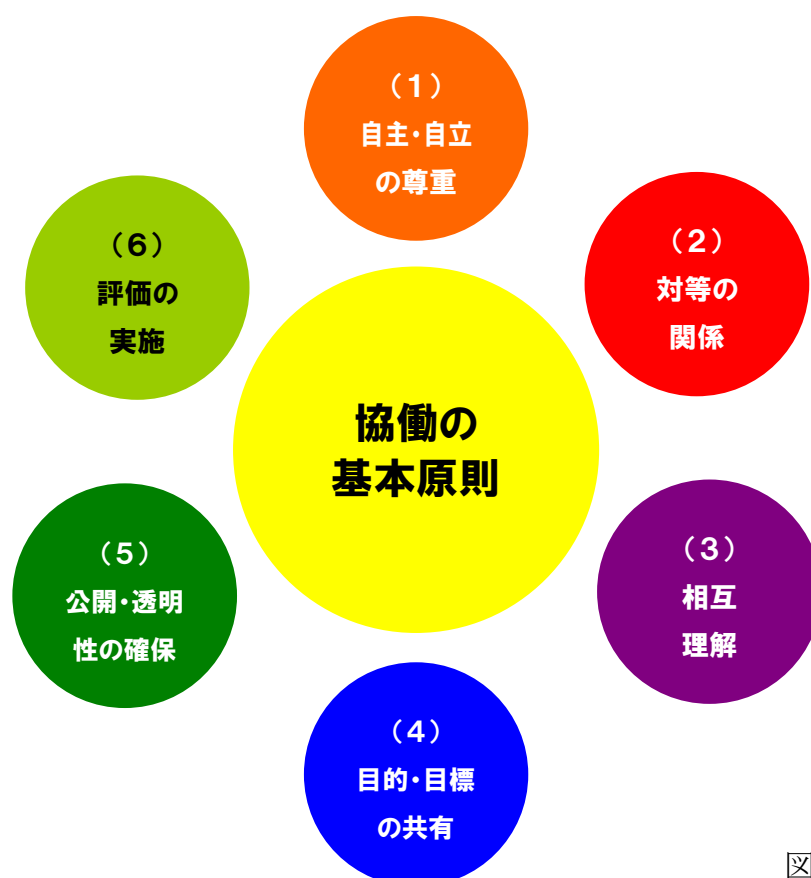
図- 1

4.「協働」をするときに大切なこと

「協働」は相手があって始まります。しかし、人・組織はそれぞれの考え方や価値観に基づいて活動していて、いざ協働しようとしても活動に対する思い、合意形成の方法、事業の進め方など様々です。

そこで、協働をする時は、次の6つの基本原則（ルール）をお互いに確認しあい、同じスタート位置に立つことから始めます。

そして、上手にコミュニケーションを取りながら進めることが、協働事業を成功させる近道です。



図－2

(1) 自主・自立の尊重

協働する者同士は、自主的・自発的に考えて行動します。それぞれが自立した存在であることが大切です。

(2) 対等の関係

協働する者同士は、お互いを尊重し、対等な関係において行動します。

(3) 相互理解

協働する者同士は、それぞれの考えを理解した上で、得意分野を持ち寄って補完しあいます。

(4) 目的・目標の共有

協働する者同士は、協働のための目的や目標を互いに共有します。

(5) 公開・透明性の確保

協働する者同士は、取り組みや過程を積極的に公開し、透明性を確保します。

(6) 評価の実施

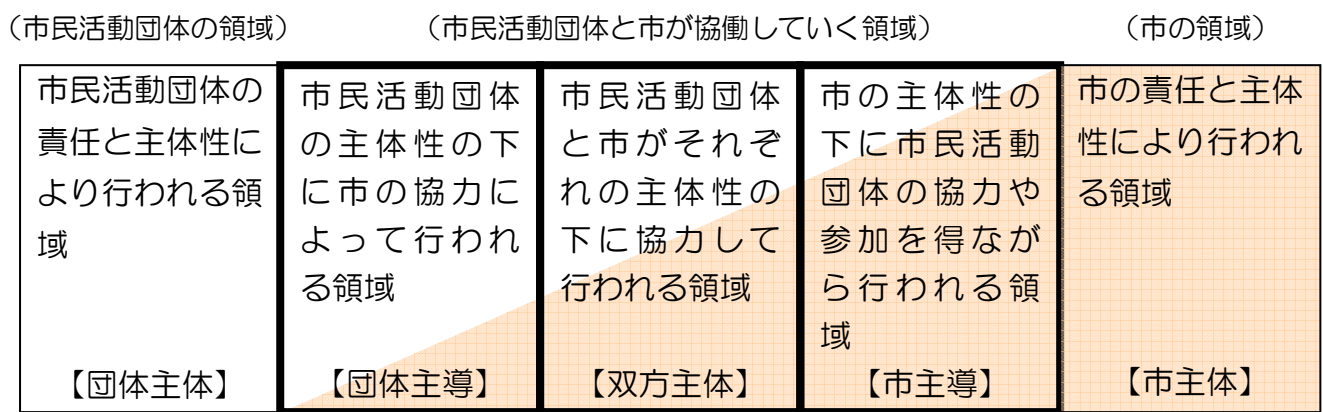
協働する者同士は、その活動を評価・検証し、さらに次のステップへ進むための方向付けに役立てます。

5. どういう場面で「協働」ができるのか

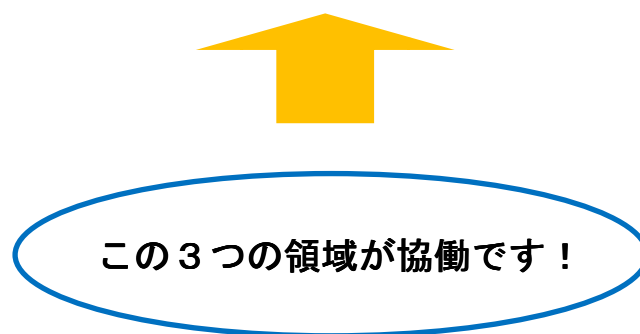
(1) 市民活動団体と市が協働する領域と形態

協働とは、パートナーとどのように関わりあう状態のことを言うのでしょうか。ここでは具体例として、市民活動団体と市が協働をする場合の関わり方を領域として考えます。

市民活動団体と市の領域として、それぞれが独自で活動する領域から双方が協働で活動する領域まで5つの領域があります。



図－3



この図－3でいうところの両側、【団体主体】と【市主体】の領域は完全に独自で活動している部分であるため協働とは呼びません。協働とは、真ん中の3つの領域でお互いに関連している部分をいいます。

また、この図－3は市民活動団体と市の領域としてだけでなく、市民活動団体と市民活動団体、市民活動団体と事業者、事業者と市など、協働のパートナーが変わっても応用できます。

実際には、解決すべき個々の課題ごとに協働のパートナー同士が、役割分担や責任の範囲について、お互いに合意形成しながら進めていく必要があります。

また、協働の形態（方法）は、大きく分けて「委託」「補助」「事業共催」「その他」の4つがあります。※ “あいち協働ルールブック2004”では、この他に「後援」や「事業協力」なども協働の形態とされています。

※「あいち協働ルールブック2004」とは

協働のルールについて2004年3月に愛知県が発行したものです。NPOと行政が対等の立場で協議し合意した事項を、双方が最大限遵守することとして記載しています。

「委託」・・・市から市民活動団体などへの委託事業。

例：市が委託料を支払っているもの。事業の名称に業務委託と入っているもの。

「補助」・・・市から市民活動団体などへの補助事業。

例：市が補助金を支払っているもの。または、市民が主体的に取り組む市は補助的役割を担っているもの。

「事業共催」・・・市と市民活動団体などとのイベント等の共催。

例：市が共催者となるもの。または、市と市民活動団体など双方が主体的に取り組むもの。

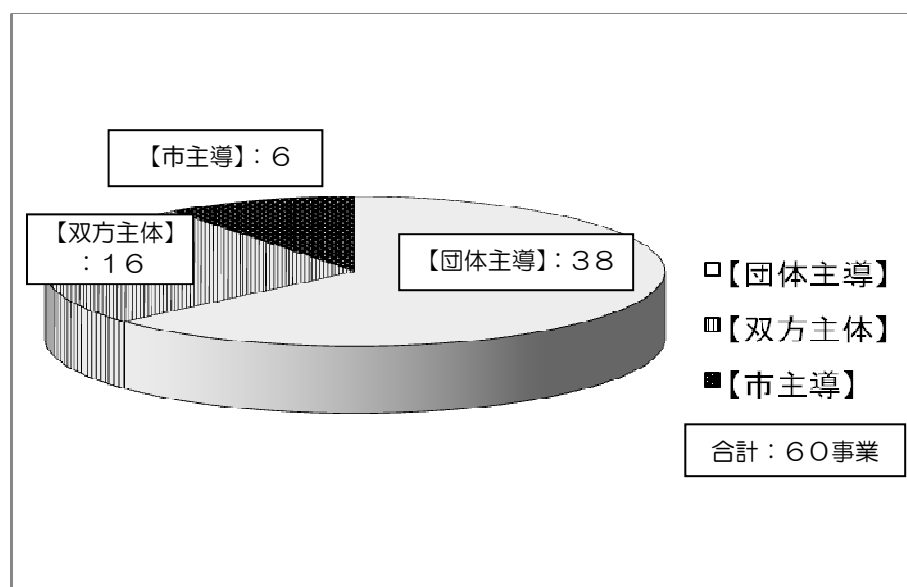
「その他」・・・上記に含まれないもの。

例：市民活動団体などが主に取り組み、市は物・場所などの提供で関わるもの。または、事業後援など。

（２）実際に協働している事業例

安城市で、実際に協働している事業例を、市民活動団体と市の協働事業を中心に紹介します。

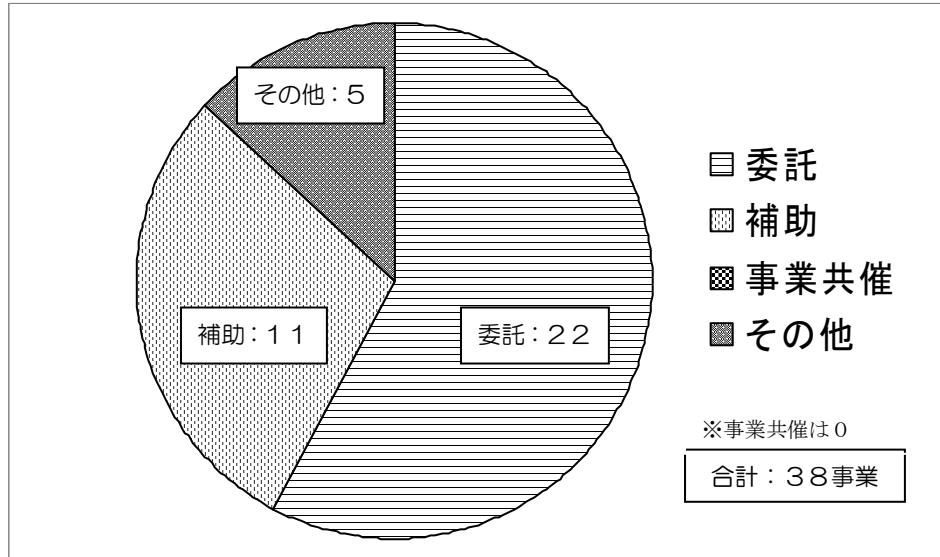
この内容は、市民協働課の調べによる「平成22年度市民活動団体と市との協働事業調査」の結果から、代表的な事業例を抽出し協働の領域と形態別に整理しました。



グラフー 1

以下、各領域ごとの形態についてまとめました。

【団体主導】

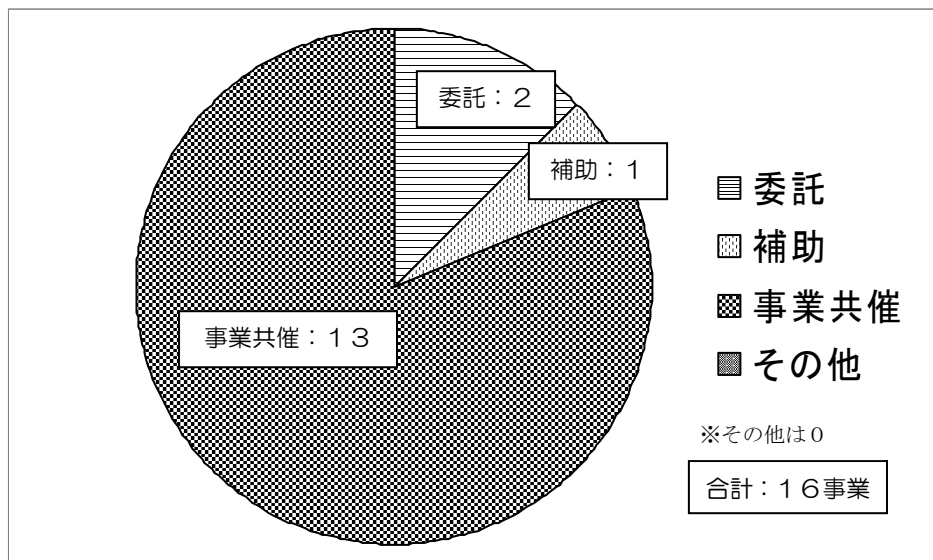


グラフー 2

【団体主導の事業例】 ※一部を抜粋

事業名	団体名	課名	協働の形態
放課後児童健全育成事業 (児童クラブ事業)	民間児童クラブ 父母の会	子ども課	委託
エコセンター社会実験事業	NPOエコネット あんじょう	環境首都推進 課	委託
東山地域スポーツクラブ スポーツ振興委託業務	ANJOほく部 みんスポクラブ	体育課	委託
自治基本条例啓発事業	あんき会	企画政策課	補助
防犯啓発キャンペーン事業	防犯ボランティア 団体	市民安全課	補助
老人クラブ交通安全教室 事業	各町老人クラブ	市民安全課	その他 (現物支給)

【双方主体】

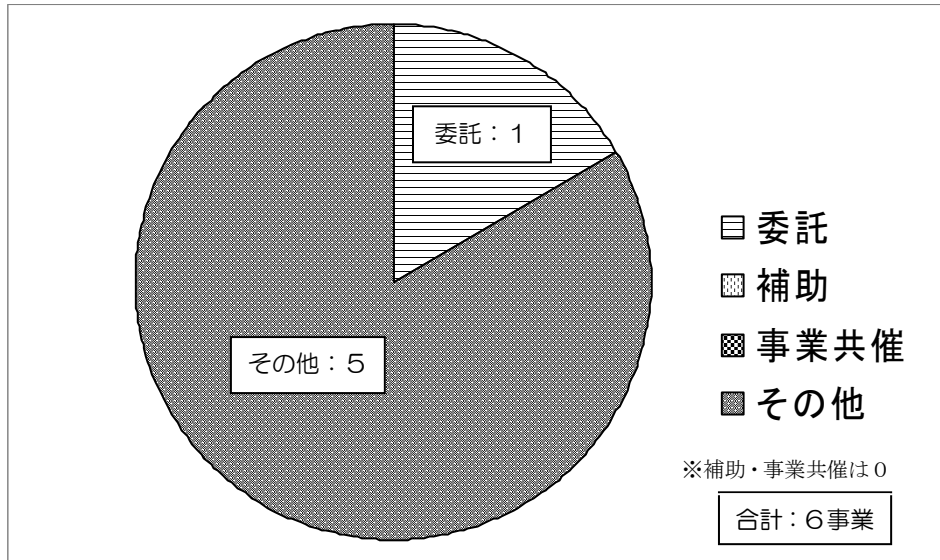


グラフー 3

【双方主体の事業例】 ※一部を抜粋

事業名	団体名	課名	協働の形態
本證寺内堀環境整備事業	愛知学泉大学と市民	文化財課	委託
スポーツ少年団補助事業	スポーツ少年団	体育課	補助
男女共同参画講座やフォーラム開催事業	さんかく21・安城	市民協働課	事業共催
交通安全推進協議会事業	交通安全ボランティア団体、町内会、その他の市民団体	市民安全課	事業共催
自転車まちづくり協働推進事業	エコりんりん	都市計画課	事業共催

【市主導】



グラフー 4

【市主導の事業例】 ※一部を抜粋

事業名	団体名	課名	協働の形態
市民交流センター指定管理業務	NPO愛知ネット	市民協働課	委託
安全安心情報メールの配信事業	NPO愛知ネット	市民安全課	その他 (使用料負担)
食育キャラバン隊事業	安城市健康づくり食生活改善協議会	農務課	その他 (一部事業協力)
赤ちゃんサロン、乳幼児健診事業	見守りボランティアばあば	健康推進課	その他 (一部事業協力)

ここは、アイシンなどとの団体×事業者など協働事例を入れます。

第2章 「協働」を推進するために

1. 安城市における「協働」の現状と課題

協働を推進するために、安城市の協働の現状を整理し課題としてまとめます。

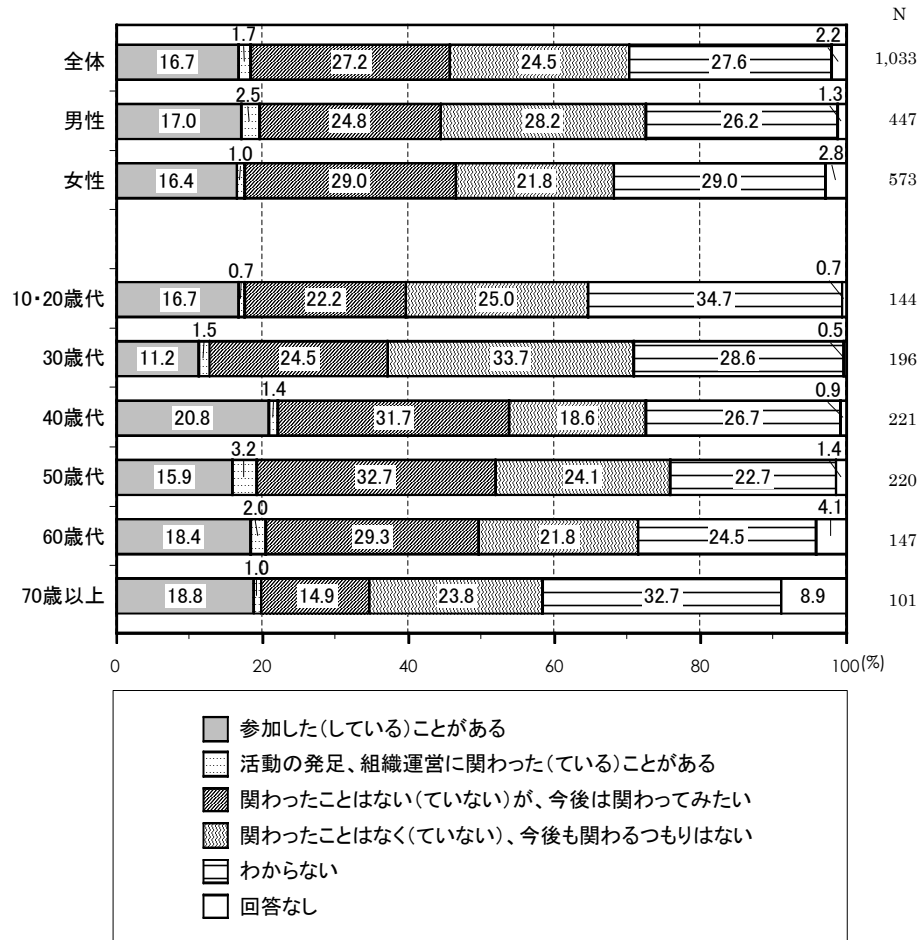
(1) 協働に関する現状

まずは、安城市の協働の現状を把握するため、平成23年7月に市民2,000人を対象に「市民協働に関するアンケート調査」を実施しました。

調査対象	安城市在住の16歳以上の男女
抽出方法	無作為抽出
配布数	2,000票
有効回収数	1,033票
有効回収率	51.7%

アンケートの調査結果の分析から、市民活動への参加状況について、「参加したことがある・参加してみたい（合計45.6%）」は「今後も関わるつもりはない（24.5%）」よりも高い結果となり、市民活動が広がっていく要素はあると判断できます。年代別に分析した結果では、特に40歳代（53.9%）、50歳代（51.8%）、60歳代（49.7%）でそれぞれ5割程度の参加意向結果となりました。これからの壮年者層（40歳代～50歳代）や高齢者層（60歳代）は、子育てや仕事にも余裕ができ、または、退職を迎えた世代であるため、時間的・経済的にも安定していることが、市民活動への参加意欲を促す要因と考えられます。

▼市民活動への参加状況



グラフー5

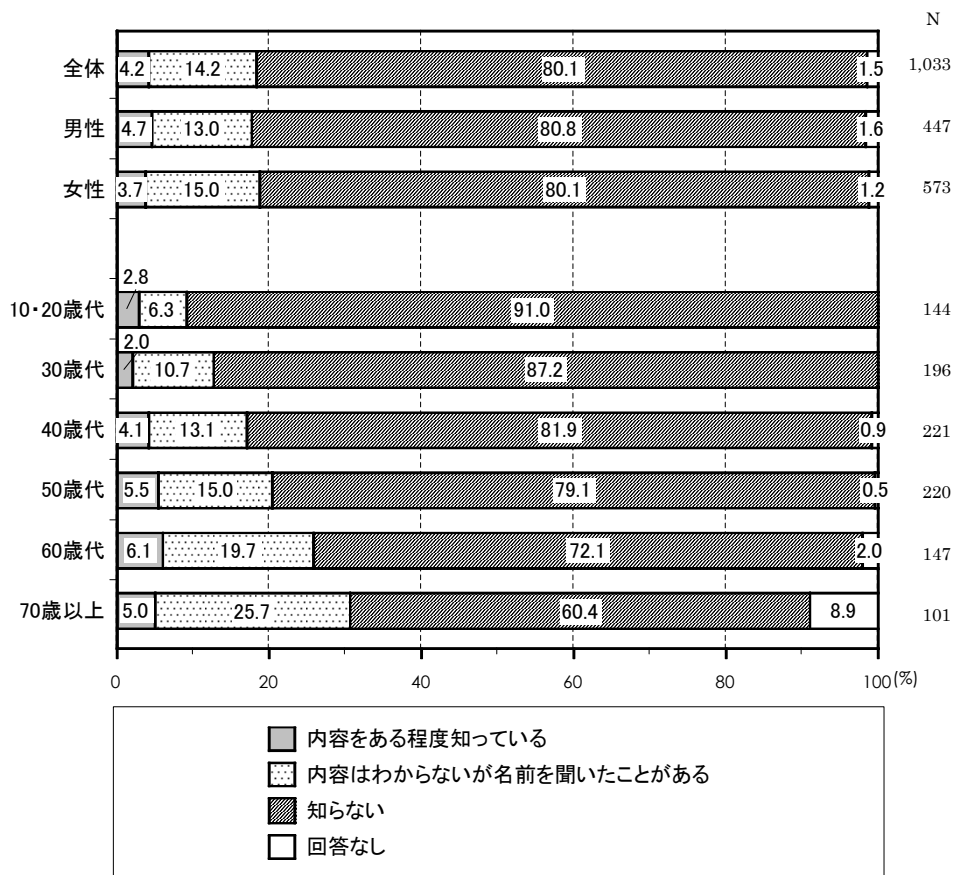
「市民協働」の認知度については、18.4%と2割に満たない結果となり、市民協働の理解はもとより言葉自体の認知も低い状況にあるようです。

また、「協働に関する指針」や「市民協働推進条例」づくりについて、「知っていた(5.9%)」の回答が少ない反面、条例の内容や策定の過程について「関心がある(49.6%)」の回答は多く、情報の発信力向上が必要となっています。

市民と市の協働意識については、「子育て支援」、「地域施設の運営」、「自然の

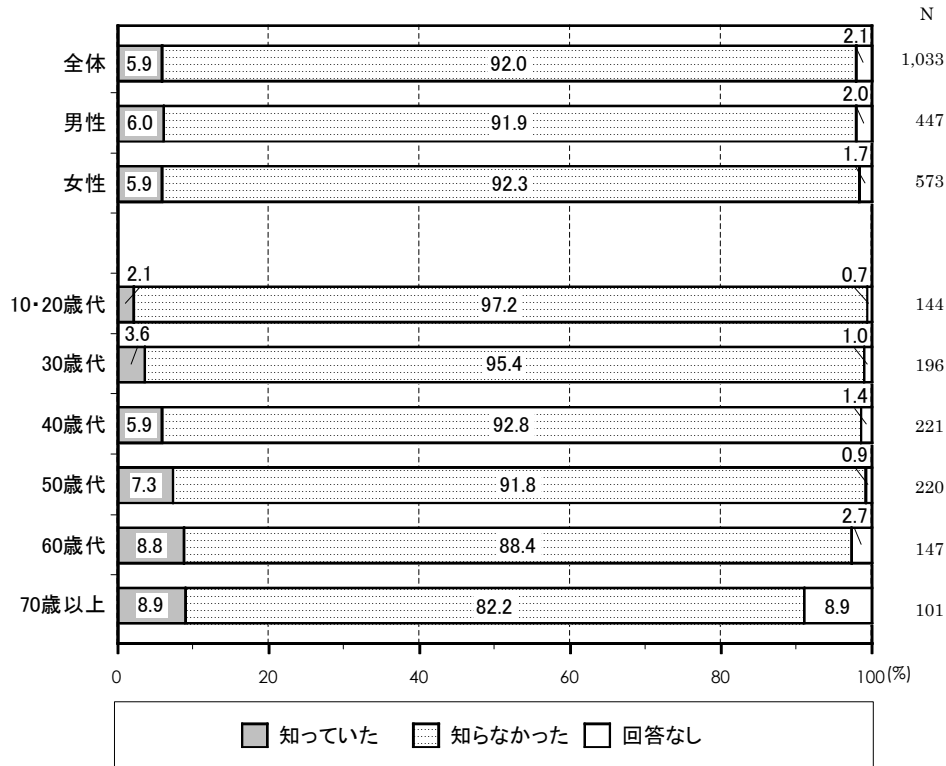
保全」、「国際交流」の4項目について“安城市が主体的に行う”の回答が多い結果となっていますが、それら以外の10項目では“安城市と市民が協働して行う”の回答の方が多く、市民協働の可能性を秘めていると考えられます。

▼「市民協働」の認知度



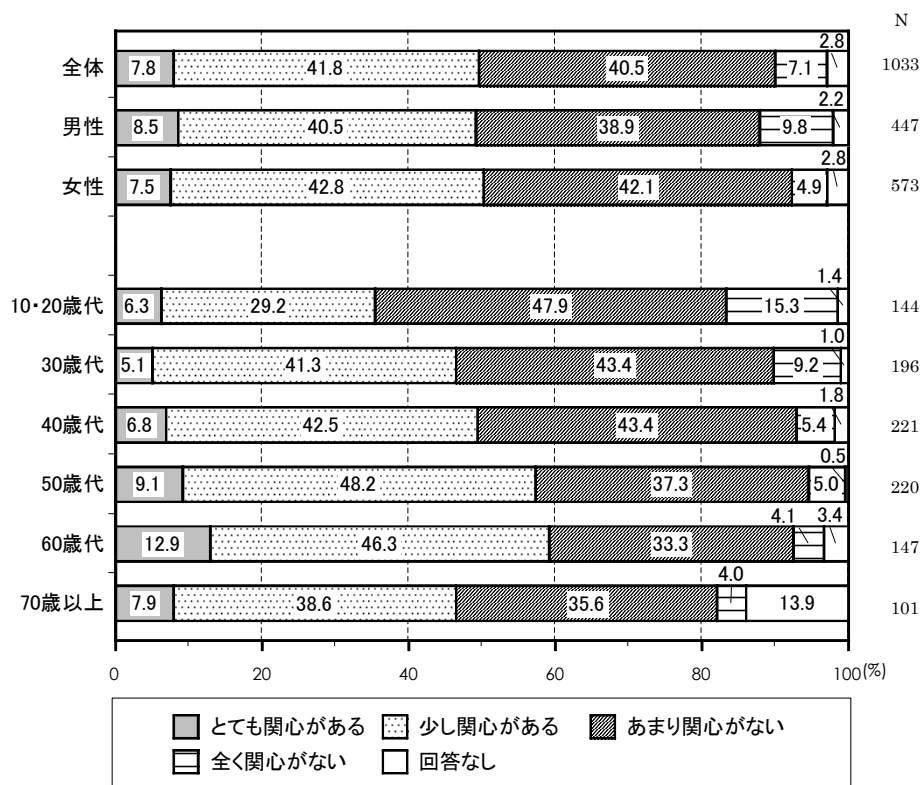
グラフー 6

▼「協働に関する指針」や「市民協働推進条例」づくりの認知度



グラフー 7

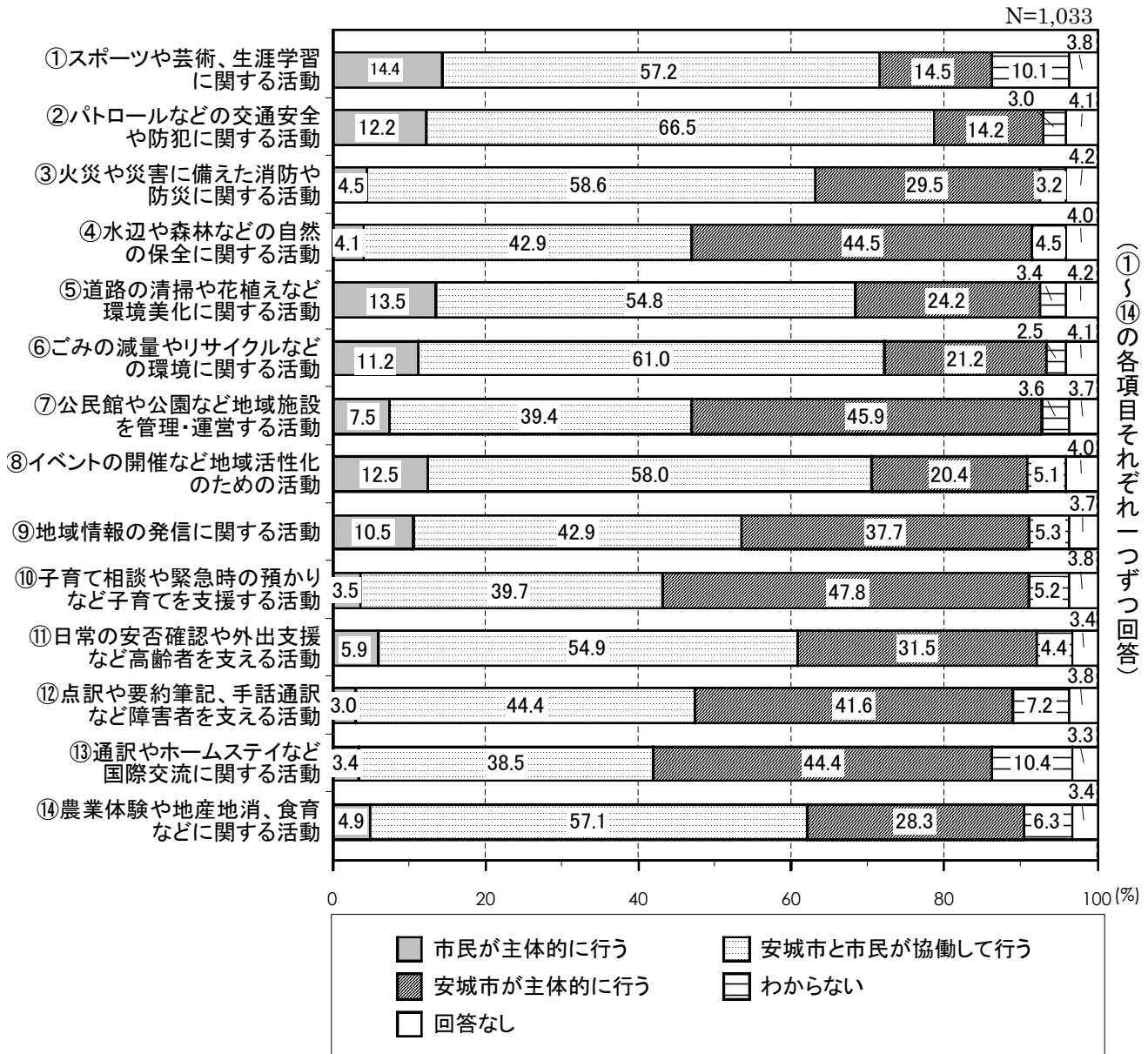
▼「市民協働推進条例」づくりへの関心



グラフー 8

第2章 1. 安城市における「協働」の現状と課題

▼市民および安城市の役割



グラフー 9

(2) 協働に関する課題

アンケート結果やあんねっとで話しあわれた意見を元に、課題をまとめました。

課題1：協働によるまちづくりや市民活動に対する理解が不足している。

- 「協働」に対する理解はもとより、言葉自体の認知も低い状況である。
- 市民活動の内容や協働の事業例など、周知活動も不十分である。
- まだ「市民活動」に取り組んだことのない人（年齢層）に対して、関わるきっかけとなる情報発信の仕組みが必要である。

課題2：活動を広げたり継続していくためのノウハウが少なく、協働するまでに至らない。

- 市民や市民活動団体には、自身の活動を広げるために長所をわかりやすくアピールする力が不足している。
- 団体によっては、活動の担い手を育成していくスキルが不足している。
- すでに「協働」に取り組んでいる人に対しては、活動がもっと盛んになるように専門的なサポートが必要である。

課題3：市民活動を始めるきっかけづくりと、協働するための情報交換や交流の機会が不足している。

- 参加機会を待つ人が潜在的には存在しているが、いつも特定の人を中心になって活動を行っており、参加する市民や市民活動団体の層が広がらない。
- 市民は、活動内容によっては市民と市との協働の取り組みについての意識があるが、市ではマッチングさせる情報を把握できていない。

- 団体相互の情報交流が不足している。協働するパートナーとして他の団体等の情報（組織、活動）を知り得ていない。

課題4：協働を推進するコーディネーター的役割の人が不足している。

- 団体間の情報や活動をつなげるコーディネーターが不足している。
- コーディネーターの知識もばらつきがあるため、相互の連携が必要である。

課題5：協働する団体を育成する資金助成制度が不足している。

- 市から個別事業に対する市民活動団体への補助金制度はあるが、市民活動を始めきっかけづくりのための補助や、NPO法人の設立を補助する資金助成制度はない。

2. 協働を推進するための具体的施策

ここでは、5つの課題を解決するために、市の施策として取り組む事業を具体的に挙げてみます。

また、それぞれの事業をいつ頃から始めるか、目標時期を短期・中期として定めます。

時期の目安として、短期は1～2年、中期は3～4年程度とします。

施策1 多くの市民に協働によるまちづくりの知識を高めます。		事業開始 目標時期
協働シンポジウム・ フォーラム開催事業	協働の理念や手法について広く市民に周知するためのシンポジウム・フォーラムを開催する。	短期
協働の指針に関する 「出前講座」事業	協働の指針について広く市民に周知し啓蒙するために、各地域に出向き「出前講座」を開催する。	短期

施策2 協働事業を行う団体を増やす実務的な技術指導と、協働事業につながる情報を提供します。		事業開始 目標時期
「団体登録申請書・活動報告書の書き方セミナー」開催事業	登録申請や活動報告の書き方を教えるセミナーを開催する。	短期
「協働事例集」発行事業	「協働とはこんな取り組みです」という例を広く市民に周知することと、団体の協働事業の手本となる協働事例集を発行する。	短期

施策3 協働のきっかけとなる情報交換や交流の機会をつくれます。		事業開始 目標時期
市民活動支援施設担当者の交流事業	市民活動支援をしている市民協働課と生涯学習課（青少年の家も含む）と社会福祉協議会の各担当者の情報交換や交流の機会をつくる。	短期
市民活動団体の交流事業	市民活動団体の活動情報を発信する場をつくり、協働事業につながる団体交流を行う。	短期
きっかけマッチングコーディネート事業	「始めたい人」と「求める人・団体」をマッチングさせるためコーディネートをする。	中期
協働事業お見合いコーディネート事業	協働したい団体同士をお見合いさせ、協働をコーディネートする。	中期

施策4 協働を推進する人材を育成し活動団体を支援します。		事業開始 目標時期
（仮称）あんじょう協働サポータークラブ設立支援事業	団体をつなぐ中間支援の役割を果たす、（仮称）あんじょう協働サポータークラブの設立を支援する。	短期
協働コーディネーター連携・交流事業	協働コーディネーターそれぞれが高い能力を維持できるように研修会を行ったり、コーディネーター間で情報交換し知識を高める。	短期
（仮称）あんじょう協働コーディネーター育成事業	（仮称）あんじょう協働コーディネーターを育成する。3年計画（初級・中級・上級編）により、安城市内各施設および市役所内で活躍する人材を育成する。	中期

施策5 協働を資金面から支援する「(仮称)あんねっと基金」を設置し、市民活動助成制度を創設します。		事業開始 目標時期
(仮称) あんねっと基金 の調査・研究	法制度、基金運用手法等について調査し、基金のあり方の詳細について検討する。	短期
(仮称) あんねっと基金 設置事業	(仮称) あんねっと基金の設置と、市民への基金設置の周知活動を行う。	中期
基金を活用した市民活 動助成制度の創設	基金の資金を元に、市民活動団体の育成や市民活動団体と市との協働事業を助成します。	中期

3. 協働を推進するための制度等

協働の推進を後方から支援するために、市の制度として整備しておくべき事項について整理します。

(1) 団体登録

市民活動団体が公益性の高い活動を市と協働するには、その団体の活動目的や内容など、団体情報が明らかになっていなければなりません。また、行政活動の一部を担うためには、責任の所在や活動の継続性も重要な要件となります。

これら市民活動団体の基本情報は、協働のパートナーである市へ明らかにすることはもちろん、市と協働するためには広く市民へも情報公開する必要があります。

また、財政的支援を受けたり、公共サービスへの参入機会を得て事業を請け負う場合なども、あらかじめ団体登録が必要です。

<市民活動センターの登録の仕組み>

現在、市民活動センター（わくわくセンター）には、328団体が登録している。

（登録の要件）

①団体名 ②代表者名 ③連絡先 ④活動目的 ⑤活動内容
⑥主な活動場所 ⑦会員数

※必要な添付書類

⑧規約会則等 ⑨構成員名簿 ⑩活動状況の分かる書類 ⑪その他

(2) 協働事業提案制度

市との協働が可能な事業の提案を募る方法を制度化します。

これには2通りの方法が存在します。

- ①市側から協働事業を募る場合
- ②市民活動団体側から提案をする場合

(3) 公共サービスへの参入機会の提供

市の行う業務に対して、市民活動団体に業務を達成できる能力と責任が十分であると判断できる場合は、市は業務の協働実施ができるよう努めます。

これにより、市民活動団体の特性を活かした公共サービスの提供ができ、きめ細やかなニーズへの対応や多様な選択肢の提供が望めます。

<公共サービスへの参入機会の狙い>

- ①目 的 : 業務を通じて市民活動団体の育成支援と市との協働を推進する。
- ②分 野 : 専門性や地域性など市民活動団体の特性等を活かせる分野において、多様なニーズへの対応や選択肢が提供できる。
- ③機会提供 : 市は、公共サービスの担い手として要件を満たすと判断した場合は、その市民活動団体が参入機会を得られるよう努める。
- ④効 果 : 市は、公共サービスの質の向上ができる。市民活動団体は、市との協働実施や業務を請け負うことにより、自分たちの活動資金の安定性が図れ、市民活動団体の信用、活動の拡大、事業実績の積み重ねをすることができる。

(4) 協働事業の表彰

市は、協働事業の評価に合わせ、年間での活動により協働推進に貢献したり、インパクトのある事業を実施した人や団体を表彰します。表彰することで、さらなる意欲を醸成するとともに、意識向上や動機付けの波及効果を狙います。

表彰方法はフォーマルすぎるものではなく、市民や市民活動団体による手作的なもので、表彰式の間では集まった人達も意見交換や交流ができる仕組みも取り入れます。

(5) 協働推進計画の策定

市は、計画的に協働推進の施策を進めていくために協働推進計画を策定します。策定にあたっては、実際に活動している方々の意見が反映されるよう、いろいろな分野の方から意見を集める工夫をします。

計画には、人材の育成、環境の整備、財政的支援策など、市の各部署が連携して協働推進に取り組めるよう施策を整理します。

また、長期的に協働推進の体制を整えていくものや、短期で重点的に取り組む施策なども具体的に定めます。

(6) 協働事業の評価 ～報告・公表

市および市民活動団体などは、協働で事業を実施した後に評価を行い、その評価結果を公開することで、さらによりよい協働を目指します。「評価」は、協働のPDCAサイクルを確立するための重要な要素です。

また、公益性を担保するため、活動支援や協働についての情報公開と説明責

任は不可欠です。報告・公表には、市民活動団体が行うべきものと市が行うべきものの2種類があります。

<市民活動団体が行うべきこと>

- ・市からの財政的支援を受けた協働事業や、公共サービスの参入機会を得て事業を請け負った場合は、事業報告書を市に提出する。
- ・事業報告書には、事業の概要、事業実施過程、成果、評価などを記載する。
- ・市との協働事業に関する活動内容は、広く市民に対しても説明責任を果たす必要がある。

<市が行うべきこと>

- ・団体から提出された協働事業報告書の公開する。
- ・年度ごとの協働事業についての報告や公表する。

(7) 協働推進評価会議

市は、協働推進評価会議を公募市民や市民活動団体、学識経験者などを入れ評価機関として設置します。この会議は、協働推進計画の進捗状況の評価や、市が協働を推進させるための施策へ助言を行います。

現在、安城市では、市民参加条例に記載された「市民参加推進評価会議」を設置しています。これに「協働推進評価」の機能を付加して市民参加と協働によるまちづくりを進めます。

<参考:安城市市民参加条例(推進評価会議の設置)より>

第13条 市民参加を適切に推進するため、市長の附属機関として安城市市民参加推進評価会議（以下、「推進評価会議」という。）を設置する。

2 推進評価会議は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) この条例の運用状況に関する事項
- (2) この条例の見直しに関する事項
- (3) 市民参加の実施状況の評価に関する事項
- (4) その他市民参加の推進評価に関する事項

3 推進評価会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 公募による市民
- (2) コミュニティを代表する者
- (3) その他市長が必要と認める者

4 市長は、前項の規定により推進評価会議の委員を委嘱する場合は、当該委員の総数の5分の1以上を公募による市民とするよう努めるものとする。

5 推進評価会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(8) 市民活動保険制度の充実

安城市には、まちづくりのための社会活動中にケガや事故にあった場合、市民を対象に補償（見舞金）する「ふれあい補償制度」があります。

活動の事前申し出などは不要ですが、社会活動の範囲が、主に町内会活動を中心とした地域活動や、青少年育成活動、社会福祉社会奉仕活動、または、市主催の行事への参加活動と限定的です。その他、5人以上という人数条件もあります。

時代の変化とともに市民活動がより多様化し、活動を支援する補償制度も充実させる必要があります。

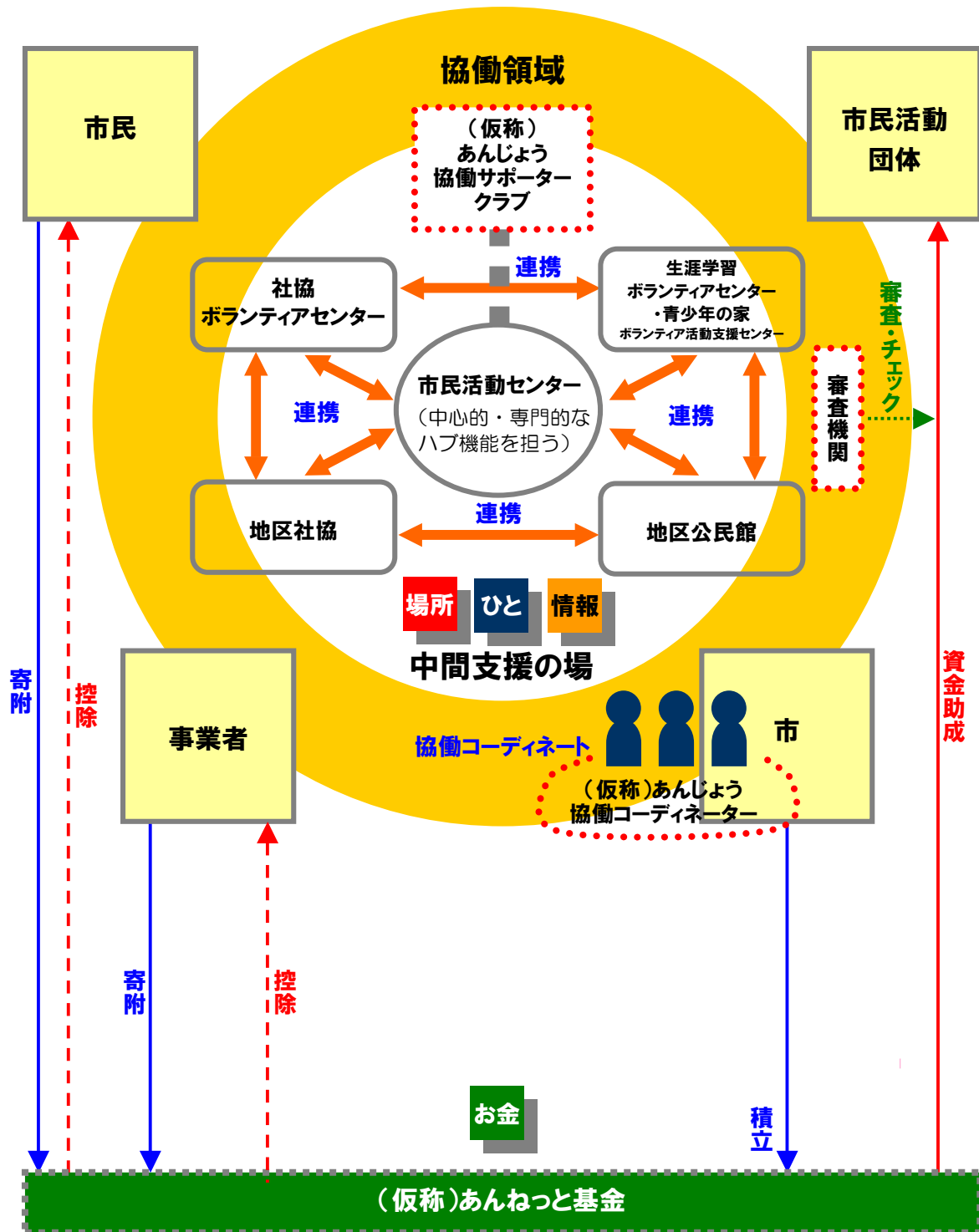
4. 協働を推進するための体制

市民活動センター、社会福祉協議会ボランティアセンター、生涯学習ボランティアセンター・青少年の家ボランティア活動支援センターは連携して協働を支援します。とりわけ、市民活動センターは今後、協働推進のハブ機能を担います。

地区社会福祉協議会、地区公民館は、地域における「入口」「きっかけ」「駆け込み寺」としての機能を担います。

（仮称）あんじょう協働サポータークラブを設置し、将来は市民活動センターを拠点に活躍し、多くの人や団体をつなぐ役割を担います。

推進体制のイメージダイアグラム



図－4

第3章 あんねっとが考えた協働推進のしくみ

1.「協働」を推進するために必要なもの

あんねっとでは、協働を推進するために安城市では何が足りないのか、何が必要とされているのかを「ひと」「場所」「お金」「情報」の4つの分科会に分かれて話しあいました。

成果は、それぞれの分野を補強する仕組みとしてまとめ、第2章の市の施策につながっています。



2. 持続可能な協働推進のしくみ

① ひと

「(仮称)あんじょう協働コーディネーター」育成プログラムを創設します。

- コーディネーター育成講座を開催し、計画的な人材育成をします。
- 市民だけでなく市職員も、研修などを通してコーディネート能力を身につけ、庁内コーディネーターの役割を果たします。

■ コーディネーター育成

コーディネーターは熱い気持ちさえあれば誰でもできるという訳ではありません。多くの方と協力して物事を進めていくための資質が必要です。そこで、研修を通して、協働によるまちづくりの様々な活動をよく理解し、高い専門知識と誰からも信頼を得られる誠実さを持ち合わせた人材を育成します。

■ 協働を推進する市職員の育成

市職員も市民とともにコーディネーター育成のプログラムに参加します。各部署にコーディネーターが少なくとも1人は在籍し、市全体で協働によるまちづくりを推進するという体制を目指します。

■ 連携強化

安城市内ではすでに社会福祉協議会ボランティアコーディネーター、生涯学習コーディネーターが活躍しています。この既存コーディネーターとの連携を強化します。その上で、各活動団体にて活躍する素晴らしい人材（スター）達を引き合わせ、つなげる役割をします。

■ 「（仮称）あんじょう協働サポータークラブ」の設立

コーディネーター研修の卒業生を核として中間支援組織「（仮称）あんじょう協働サポータークラブ」の設立を目指します。

<あんねっとでは>

- ・ 3か年計画（初・中・上級編）により、コーディネーター100人育成を目標。（100人の目標の内訳は職員70人、市民30人。）
- ・ やっぱりコーディネーターは現場を知らないと！フィールドワークが必要。ある程度、場数も必要。
- ・ 人を育てるということは時間がかかる。
- ・ コーディネーターにファシリテーション能力は必須。
- ・ ひとりのスーパーマンがコーディネーターになるのではなく、地域で活躍しているノウハウを持った個人やボランティア団体を活用しては。
- ・ 市民／事業者／各団体はコーディネーターによるコーディネートを尊重しなければならない。
- ・ 新しい若い世代を育成しないとイケない。
- ・ 40代、50代の働き世代もうまく取り入れる方法を考えたい。
- ・ 意欲ある組織を活用すべき。
- ・ ここに行ったら相談を受けてくれるという、窓口の存在は重要。
- ・ 市民の意識そのものを向上させていくことが大切だし、必要。

② 場所

眠れる市民をつつき起こせ！

- 協働をする「きっかけ」「入口」としての場は地域分散型でたくさん整備したほうがよい。眠れる市民よ、目覚めて一緒に活動を！
- 「ひと」と「情報」をつなぐ専門的で中心的な「HUB（ハブ）」の役割を果たす、市民活動センターの機能を充実させます。

■ きっかけは地域に分散

何かやりたいと思うけど、何をやってよいかわからないと感じている人の「きっかけ」づくりや、「入口」「ブランチ（枝・支所）」を地域に分散して存在させます。困った時の「駆け込み寺」や、縁結びの「仲人」にもなります。安城市内にはすでに、①地区社会福祉協議会や②地区公民館があります。これら既存施設の活用が効果的です。とりわけ、作業場空間の充実が望まれます。

■ 市民活動センターをハブとして機能を充実

①社協ボランティアセンター、②生涯学習ボランティアセンター・青少年の家ボランティア活動支援センター、③地区社会福祉協議会、④地区公民館と連携し、中間支援を強化します。このとき、「市民活動センター」が中心的で専門的なハブ機能を担います。具体的には「ひと」や「情報」をつなぐこと、「お金」に関するアドバイスなどを充実させます。

■ (仮称) あんじょう協働サポータークラブの活動支援の役割

(仮称) あんじょう協働サポータークラブは、市民活動センターを拠点に活動し、同センターと役割を分担して様々な市民活動を支援します。そうすることで、市民活動センターが今以上に、団体の活動支援や育成に力を注ぎ、きめ細かく事業を展開できるようにします。

<あんねっとでは>

- ・既存施設は活かした方が良い。
- ・既存施設は入りやすさの見直しが必要。(マスター的な人がいる、カフェスタイルで飲食もでき、おしゃべりや相談もできる)
- ・目的が無くても、ふらっと寄ったら誰かがいるという状態が大切。
- ・場合によっては「市民設・市民営」の場所も。(自分たちで資金を出し合って集会所を建設した事例のように)
- ・将来できる図書館もうまく組み込んで。
- ・「ひと」と「情報」が出会うことで、つながり、ささえあい、新しい何かがうまれ、わかちあうことができる場が必要。
- ・※バーチャルオフィスや※インキュベーションスペースがあると、活動しやすい。

※「バーチャルオフィス」とは

働く場所としてのオフィスが持っている機能を代替的な手段で実現する体制・サービスの総称です。例えば、電話の応答を代行したり、郵便物の一時受取・転送するなどにより、あたかもその場所にオフィスがあるような機能のことです。

※「インキュベーションスペース」とは

活動・事業を始めてまだ間もない個人・団体に、負担の少ない入居費用で作業空間を提供する場所のことを言います。具体的な仕組みは事業者により様々で、専門スタッフが運営・技術的課題を解決するための適切なアドバイス等を行い、活動を支援するケースもあります。インキュベーション (incubation) = 抱卵・培養・保育という意味。

③ お金

「(仮称) あんねっと基金」を設置して市民・企業からの寄附を募り、協働活動を資金面から支援します。

- 活動団体の成長の段階に応じた、財政的支援の仕組みとして設置します。小さな団体でも支援が受けやすい制度にします。
- 市が関与して、市民や事業者から寄附を集めます。
- 市民や事業者が寄附することによって市民活動に関心を高め、社会的責任を意識する効果を期待します。
- 寄附を募る工夫をします。(税控除や様々なファンドレイジング手法など)
- 中間支援組織が情報整理や市民活動団体の審査を行い、基金運用を手助けします。

■ 基金による財政的支援

活動団体の成長に応じて、『(仮称) あんねっと基金』から4段階に応じた財政支援を行います。

ステップ1 : 団体育成 a (市から)

ステップ2 : 団体育成 b (市民提案)

ステップ3 : 事業助成 a (市民提案)

ステップ4 : 事業助成 b (市からテーマ提示、協働パートナー募集)

各団体の
成長度

このうち、すでにステップ2：団体育成b（市民提案）とステップ3：事業助成a（市民提案）は社会福祉協議会ボランティアセンターにて、福祉の分野を中心に行われています。これらに加えて、活動が始まったばかりの小さな団体や、逆にかなり専門的で成熟した団体にも拡充して、団体の成長状況に合わせた財政支援を行います。

■ 積立・寄附

基金には市からの積立金に加え、広く市民・事業者から寄附を募ります。これにはお金を出すことで市民活動への関心・社会的な責任意識を高める効果も期待されます。

このとき寄附を抛出する側にもメリットがあることが大切です。個人市民税の控除、法人市民税の減免などが考えられます。また基金の使い道に目的制限を付加できる等、抛出する側の想いを反映できる方法などを研究することが必要です。

また近年、ゲーム感覚で行う※「寄附ハック」の手法や※「ファンドレイジングイベント」の開催といった新しい試みが注目を集めています。楽しみながら多くの寄附を募る工夫について知恵を集めることも大切です。

※「寄附ハック」 とは

フリーランスデザイナー・ディベロッパーの深津貴之氏の提唱による、懸賞付き寄附の手法です。平成23年1月15日から2月15日の間に「3,000円以上を慈善団体に寄付した人に、iPad2をプレゼント」というインターネット上の呼びかけで、約70万円の寄附を集めたとのこと。「寄附したよ」「俺も俺も！」と寄附行為を可視化して寄附するモチベーションを継続維持させるところも特色の一つです。

※「ファンドレイジングイベント」とは、

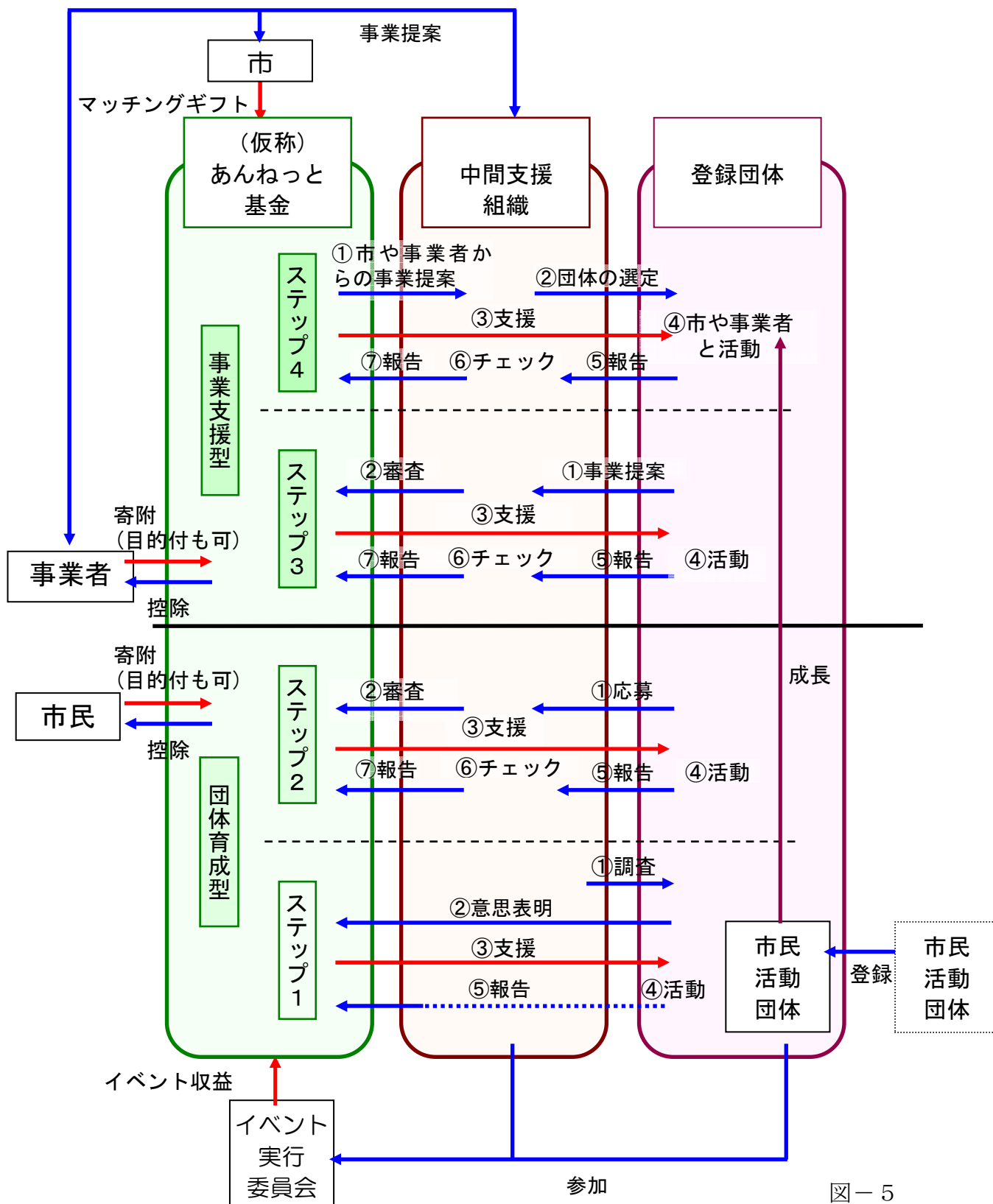
NPO等が入場料・物販により収入や協賛金を得ることで資金調達（ファンドレイジング）することを目的に開催するイベントです。

愛知県内では2009年から、愛・地球博記念公園で開催される日本初の大規模ファンドレイジングイベント『愛フェス』が有名です。一般参加者は入場協力金として「ファンドレイジング・シール」を購入し、自らが共感したNPOに寄附投票することができます。票を得たNPOには、その獲得数に応じた協力金が分配されます。

■ 中間支援組織がサポート

将来的には、基金による財政支援情報の整理・提供、応募された市民活動団体の審査、提出される報告書のチェックなどの役割を一部、中間支援組織が手助けします。

<（仮称）あんねっと基金運用のイメージ>



図－5

④「情報」

情報の連携・交流を深める！

- 協働の主体（当事者）と市民活動センター、社会福祉協議会ボランティアセンター、生涯学習ボランティアセンター・青少年の家ボランティア活動支援センター、地区社会福祉協議会、地区公民館の間で情報交換や交流が必要です。
- 市民活動センターは情報交換のハブ機能を担います。
- インターネット環境だけでなく、紙による情報配信、人から人への情報伝達という、古くから行われている温もりのある手段も尊重し、活用します。

■ 情報網の再構築

既存の情報網を再構築し、分かりやすく使いやすい形に整備します。「ひと」と「場所」もセットに考えて、情報ネットワークのハブ的機能を市民活動センターが担います。そして社会福祉協議会ボランティアセンター、生涯学習ボランティアセンター・青少年の家ボランティア活動支援センター、地区社会福祉協議会、地区公民館との連携を強化します。

協働の主体（当事者）に伝わりやすく、わかりやすい情報網が必要なため、情報交換と交流を推進します。

また、新しい[※]ICTを活用した、[※]地域SNSや[※]ツイッターなどによる情

報の受発信方法を研究し適切に取り入れます。

※「ICT」とは

Information and Communication Technology : インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジーの頭文字をとったもので、情報・通信に関連する技術一般の総称です。従来頻繁に用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられますが、国際的には **ICT** の方が通じやすく、日本でも「IT」に替わる表現として用いられつつあります。

※「地域SNS」とは

SNS (Social Networking Service : ソーシャルネットワーキングサービス) とは、日記や掲示板、メール配信などの機能を使って、インターネット上でコミュニケーションや情報共有ができるサイトのことを言います。

地域SNSはこれらの機能に加え、行政情報・地域情報などを入手したりすることができる等、地域向けに交流・情報提供を充実させたサービスです。

※「ツイッター」とは

インターネット接続が可能なパソコンや携帯電話などで利用するコミュニケーションツールの一つです。利用者が140字以内の短文で「つぶやく」ようにやり取りするのが特徴です。

■ 温もりのある情報伝達

情報伝達においても、効率だけを追い求めるのは危険です。人から人へ、書き印刷のチラシなど、昔からある温もりの感じられる伝達手段も尊重して活用することが大切です。

<あんねっとでは>

- ・ロコミの仕組みをうまく取り入れる。
- ・努力をし過ぎ（誰かが無理をし）なくてもつながる仕組み・仕掛けが必要なのかもしれない。
- ・「協働事例集」を作成して、多くの市民がイメージしやすくなると良い。

第4章 協働に関する指針 その先へ…

今後に向けて～あんねっとから提言

あんねっとに参加するまで協働という言葉さえ聞いたことがなかったメンバーが、安城市をよりよくしたいという想いだけで、毎月1回程度の会議（主にワークショップ）に参加する中で、審議会等のご指導を受けながら、安城市との協働で本指針を作り上げることができました。

指針を作成するという当初の役割は終わりました。しかし、協働は指針を作ればそれで終わりではなく、これからが本格的な協働によるまちづくりのスタートです。

あんねっとはこの指針づくりを市と進める中で、協働を進めることの難しさとともに、粘り強い「対話」を通した「相互理解」や徹底した「情報共有と共感」を基にした「目的や目標の共有化」の大切さなど、多くの気づきや学びを得ました。協働という言葉さえ知らなかったメンバーと市が協働することで本指針を作り上げることができ、あわせて協働による効果も実証できました。

今後はこの指針に基づいて、多くの市民の皆さんが市民活動や協働によるまちづくりに参加される機会を増やし、急がず、慌てず、無理をせず、しかし、できることから一步步着実に進めていくことが大切です。私たちあんねっとに参加したメンバーも安城市民の一人として、協働によるまちづくりに積極的に関わっていきます。

なお、本指針は限られた時間や多くの制約のある中で、あんねっとで検討された内容をベースにまとめています。このため、テーマ型コミュニティである市民活動団体と市との協働に重点を置いた内容となっています。市民活動団体

と市との協働をまずは先行させましょう。しかし、安城市自治基本条例が定義する協働の範囲からすれば、本指針はその一部にしか触れていません。今後、テーマ型コミュニティと事業者との協働、あるいは、テーマ型コミュニティと町内会等の地縁型コミュニティとの協働、地縁型コミュニティと市との協働等についても、各担い手を中心となり検討され、推進されることが期待されます。

その時初めて、市民が主役の自治がさらに促進され、地域の連帯感や絆の強化につながるものと確信しています。